

## 運営規程等の変更手続きについて

認可担当

## 尼崎市保育所設置認可等要綱

(保育所の休廃止又は認可内容の変更)

第8条 保育所の設置認可を受けた者が当該保育所を休止又は廃止しようとする場合は、理由を記した書面を添えて保育所休止（廃止）申請書及び保育所休止（廃止）承認申請事項（様式4及び4-2）を市長に提出しなければならない。

2 保育所の設置認可を受けた者が認可の申請の際に届け出た内容について変更がある場合は、法施行規則第37条第5項及び第6項で定めるところにより、保育所設置認可等事項変更届及び保育所設置認可等事項変更調書（様式5及び5-2）によりその旨を市長に届け出なければならない。

## 尼崎市幼保連携型認定こども園等設置認可等要綱

(園の休廃止又は認可内容の変更)

第8条 園の設置認可を受けた者が当該園を休止又は廃止しようとする場合は、理由を記した書面を添えて幼保連携型認定こども園休止（廃止）申請書及び調書（様式4及び4-2）を市長に提出しなければならない。

2 園の設置認可を受けた者が認可の申請の際に届け出た内容について変更がある場合は、認定こども園法第29条、同法施行規則第15条第2項及び第3項で定めるところにより、認定こども園設置認可等事項変更届及び調書（様式5及び5-2）によりその旨を市長に届け出なければならない。また、その名称又は所在地に変更がある場合は、認定こども園設置認可等事項変更届及び調書(名称・所在地の変更)(様式5及び5-3)を、法人の代表者等について変更がある場合は、認定こども園設置認可等事項変更届及び調書(法人代表者等の変更)(様式5及び5-4)を、設置者の変更がある場合は、幼保連携型認定こども園設置認可事項変更届及び調書(設置者の変更)(様式6及び6-2)、園長に係る事項について変更がある場合は、認定こども園設置認可等事項変更届及び調書(園長に係る事項の変更)(様式7及び7-2)により届け出なければならない。

(様式5)

平成 年 月 日

尼崎市長 様

設置者  
住 所  
氏 名 印

## 保 育 所 等 設 置 認 可 等 事 項 変 更 届

児童福祉法第35条第4項の規定により認可を受けた保育所の認可事項及び子ども・子育て支援法第31条に基づく確認を受けた保育所等の確認事項について、別紙のとおり変更したいので、児童福祉法施行規則第37条第5項（第6項）並びに子ども・子育て支援法施行規則第33条等の規定により関係書類を添えて届出ます。

### 記

- 1 施設の名称
- 2 所在地
- 3 変更事項

(様式5)

平成 年 月 日

尼崎市長

あて

設置者

住 所

氏 名

印

### 認 定 こ ど も 園 等 設 置 認 可 事 項 等 変 更 届

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第17条1項の規定により認可を受けた幼保連携型認定こども園の認可事項及び子ども・子育て支援法に基づく確認を受けた認定こども園又は施設型給付を受ける幼稚園の確認事項について、別紙のとおり変更したいので、同法第29条及び同法施行規則第15条第2項、第3項並びに子ども・子育て支援法施行規則第33条等の規定により関係書類を添えて届け出ます。

#### 記

1 施設の名称

2 所在地

- 3 変更事項
- (1) 目的
  - (2) 名称
  - (3) 所在地
  - (4) 園則
  - (5) 園地、園舎その他の設備及び構造並びにその図面
  - (6) 経費の見積り及び維持方法
  - (7) 定款、寄附行為及び登記事項証明書
  - (8) その他

4 変更の内容